

# 5 警察安全相談

## 住民の相談・要望・意見の把握と誠実な対応

最近の複雑・多様化する社会情勢などを反映して、警察の相談窓口には多種多様な相談が日々数多く寄せられています。

### ■警察安全相談とは

警察安全相談とは、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものを言います。

例えば、DV、ストーカー、児童虐待、少年非行、特殊詐欺、悪質商法等の被害のおそれのある事案のほか、事件・事故に至らない場合でも、住民生活の安全を守るための相談に応じています。

警察では、警察本部及び各警察署に「警察安全相談室」を設けるとともに、警察本部に警察安全相談電話「#9110 (095-823-9110)」及び高齢者専用相談ダイヤル「095-823-4165」を設置し、これらの警察安全相談に応じています。

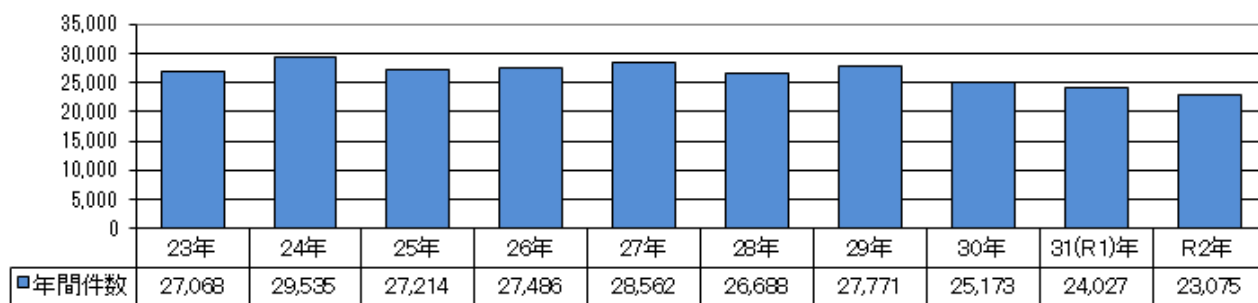


【相談室での相談状況】

### ■警察安全相談の取扱状況

#### ●相談受理件数

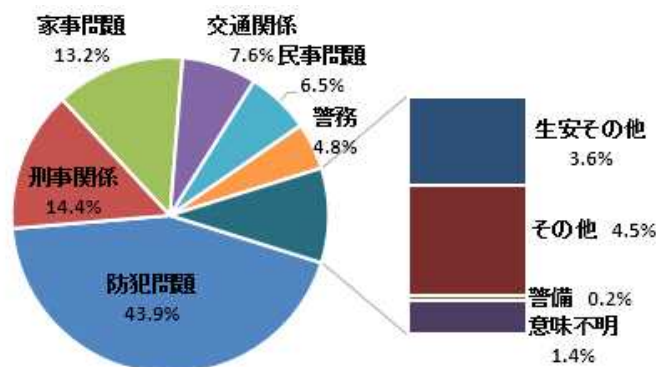
本県の警察安全相談の受理件数は、平成16年の約5万件をピークに平成17年からは減少し、近年は2万件台で推移しています。



【相談受理件数の推移】

#### ●相談の内訳

令和2年中の約2万3千件の相談のうち、近年増加しているサイバー犯罪関係の相談を含む防犯問題の相談が43.9%と大きな比率を占めているほか、警察の所管事務外である家事問題、民事問題などの相談も多く寄せられています。



【相談の内訳】

### ■関係機関との連携強化

警察に持ち込まれる相談の内容は多種多様であり、警察だけでは対応できない相談事案も多数あります。

また、夜間・休日に活動している警察には、その所管事務を超えた相談も多数持ち込まれています。そのため、それら相談に対応するために関係各機関との間で「相談機関ネットワーク」を設立し、相談を所管する機関へのスムーズな引き継ぎが行えるようにしています。